

### 第3回地域密着型サービス運営部会

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 日時  | 令和3年2月17日(水)<br>午後1時15分から午後1時45分まで |
| 場所  | 商工会館イベントホール                        |
| 出席者 | 5名(欠席なし)                           |

#### 1 あいさつ

#### 2 議題

##### (1) 地域密着サービス事業者指定状況及び実地指導状況について

指定状況について説明する。豊明市内の地域密着型サービス事業所は、小規模多機能型居宅介護支援のくつかけの家が1か所、地域密着型介護老人福祉施設のくつかけホームが1か所、グループホームはグループホームぴいす、グループホームひびきの家豊明、グループホームファミリアおおくての3か所となっている。緑区2か所を指定しているが、この2か所については、現在利用している方の利用が終わり次第、指定が解除となる。県外にも1か所指定がある。豊明市内の地域密着型通所介護は市内6か所ある。市外の指定権限のある地域密着型通所介護は10か所ある。

令和2年度の実地指導状況について説明する。令和2年度は、グループホーム1件、居宅介護支援事業所5件、介護予防支援(地域包括支援センター)1件の実地指導を行った。令和2年度は残り居宅介護支援1件、介護予防支援1件を予定している。今年度の実地指導の合計は9件になる予定である。居宅介護支援事業所については、平成30年4月1日に県から市町村に指定権限の移譲があった。現在、豊明市には居宅介護支援事業所は16事業所あるが、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画中に全16事業所に対して実地指導を行うことができた。新型コロナウイルス感染症の問題もあり、今年度当初に2件予定していた地域密着型通所介護については、来年度の計画に延期した。緊急事態宣言が発令されたことから、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた段階で実施することを考えている。

次に令和2年度の実地指導結果を説明する。

先にグループホームの実地指導結果について説明する。運営規程、重要事項説明書、契約書における事業者と事業所の文言の使い分けや表現について伝えた。運営規程については、光熱費水道代において金額は逸脱しているわけではないが、少し高いのではというところで説明を求めた。後日、文書にて根拠を示していただき、修正等はなしということになった。平成30年8月から自己負担金額の3割が導入されているものの2割までしか記載がなかったことを指摘した。

次に居宅介護支援・介護予防支援の実地指導結果について説明する。グループホームと同様に運営規程、重要事項説明書、契約書における事業者と事業所の文言の使い分けや表現について伝えた。他としては、交通費の妥当性を検討することとして伝えた。通常の実施地域を超えた場合の交通費になりますが、kmあたり40円程度が妥当ではないかということ伝えて、修正していただいた。契約書の有効期間の日付の記載については、日弁連の様式にならって伝えた。契約書において、サービス計画の原案に同意し、署名、捺印と読み取れるものが多かったため、成案に同意、署名、捺印とするように伝えた。他には、保存期間については、サービス

完結の日から5年間の保存、身分証の携行については介護支援専門員証とするよう伝えてあります。利用終了の申し出については、30日前としているところもあり、3日とか5日前ぐらいが妥当ではないかと伝えた。勤務表については、実際のタイムカードと照らし合わせ、記入が誤っている部分を指摘した。個人情報取扱同意書については、署名、捺印をもらうところがないものがあったことと、損害賠償時の保険会社への提供や、実地指導等の行政機関が拝見する可能性があることから記載をお願いした。ケアプランについては、ストレングスいわゆる趣味や嗜好といったものを伸ばすことを考え、作成するように伝えた。

(2) 第8期計画地域密着型サービス整備計画について

第7期中に整備予定であった、小規模多機能型居宅介護1施設とグループホーム1施設9床については、事業所の都合で工事が遅れており、今年度中の整備が難しい状況である。したがって、第7期に整備予定であった施設は第8期に繰り越すかたちとなる。足した数として、第8期中に定期巡回1施設、小規模多機能型居宅介護3施設、グループホーム27床の増数を予定している。

(3) その他

特になし

《質疑応答》

【委員】 地域密着型通所介護の利用人数はどれくらいか。

【事務局】 ひと月当たり約100名が利用している。

【委員】 今年度残りの実地指導の事業所はどこか。

【事務局】 勅使宛介護支援センターと南部地域包括支援センターである。

【委員】 指導内容で一番多い指摘は何か。

【事務局】 新規指定した居宅介護支援事業所については、運営規程、重要事項、契約書の文言の指摘が多い。

【委員】 指導内容の不適切な文言とはどんな表現か。

【事務局】 運営規程の附則の書き方等書き方のルールにかかるもの、また、契約終了の事由について、故意のみ扱う表現があったため、過失の場合も表記した方がよろしいのではないかと伝えた。

【委員】 職員の人数についての記載は、重要事項説明書、運営規程の両方に記載がある。県では、運営規程については、6月1日時点で見直しを行う運用で認められているが、それぞれ年に1回見直せばいいのか、その都度、正しい人数にしなければいけないのか。

【事務局】 県の指導内容を確認する。(後日回答)本市が指定権限のある事業所については、運営規程や重要事項説明書等は人数の変更が生じた段階で改定していただきたい。

【委員】 地域密着型サービス事業所の運営推進会議と実地指導は別ものなのか。

【事務局】 実地指導は、おおむね3年に1回実地指導に入るイメージである。運営推進会議については、グループホーム等については2か月に1回以上開催される。(後日回答)実地指導に関しては、市役所職員が事業所の運営等が適切に行われているか確認するためであり、運営推進会議は、利用者や利用者の家族、地域住民等が出席し、提供しているサービス内容等を明らかにするものである。

閉会